

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 株式会社生田原振興公社の経営状況について
- 日程第 5 報告第 2 号 令和 2 年度遠軽町一般会計繰越明許費について
- 日程第 6 報告第 3 号 令和 2 年度遠軽町一般会計事故繰越しについて
- 日程第 7 報告第 4 号 令和 2 年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第 8 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 9 議案第 2 号 遠軽町手数料条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 3 号 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 4 号 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 5 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 3 議案第 6 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 4 議案第 7 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 5 議案第 8 号 財産の取得について
- 日程第 1 6 議案第 9 号 令和 3 年度遠軽町一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 1 7 一般質問
- 日程第 1 8 議案第 1 0 号 財産の取得について
- 日程第 1 9 議案第 1 1 号 令和 3 年度遠軽町一般会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 2 0 発委第 1 号 遠軽町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 2 1 意見案第 1 号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書
- 日程第 2 2 意見案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第 2 3 意見案第 3 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
-

令和3年第4回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和3年6月16日（水）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況について |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 令和2年度遠軽町一般会計繰越明許費について |
| 日程第 6 | 報告第 3号 | 令和2年度遠軽町一般会計事故繰越しについて |
| 日程第 7 | 報告第 4号 | 令和2年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について |
| 日程第 8 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第 9 | 議案第 2号 | 遠軽町手数料条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 3号 | 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 4号 | 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 5号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第 6号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第14 | 議案第 7号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第15 | 議案第 8号 | 財産の取得について |
| 日程第16 | 議案第 9号 | 令和3年度遠軽町一般会計補正予算(第2号) |

◎出席議員（16名）

- | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-------|
| 議長 | 16番 | 前田篤秀君 | 15番 | 今村則康君 |
| | 1番 | 高橋義詔君 | 2番 | 稲場仁子君 |
| | 3番 | 佐藤登君 | 4番 | 秋元直樹君 |
| | 5番 | 一宮龍彦君 | 6番 | 竹中裕志君 |
| | 7番 | 渡部正騎君 | 8番 | 山谷敬二君 |
| | 9番 | 阿部君枝君 | 10番 | 前島英樹君 |

11番	佐藤	昇	君	12番	山本	悟	君
13番	黒坂	貴行	君	14番	岩澤	武征	君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木	修一	君	教育長	河原	英男	君
代表監査委員	村瀬	光明	君	農業委員会会長	新国	純一	君

◎説明員

副町長	舟木	淳次	君	総務部長	佐藤	祐治	君
経済部長	澤口	浩幸	君	経済部技監	内野	清一	君
総務課長	鈴木	浩	君	情報管財課長	吉岡	秀利	君
企画課長	今井	昌幸	君	財政課長	堀嶋	英俊	君
保健福祉課長	古賀	伸次	君	住民生活課長	高橋	静江	君
子育て支援課長	太田	貴幸	君	農政林務課長	広瀬	淳次	君
商工観光課長	長原	裕一	君	建設課長	井上	隆広	君
水道課長	大川	寿雄	君	生田原総合支所長	今泉	邦夫	君
生田原総合支所産業課長	大泉	勝義	君	丸瀬布総合支所長	加藤	政勝	君
丸瀬布総合支所産業課長	倉内	健一	君	白滝総合支所長	鴻上	栄治	君
会計管理者	伯谷	和昭	君	教育部長	大貫	雅英	君
総務課長	村上	裕和	君	社会教育課長	水野	徹	君
監査委員事務局長	奥山	隆男	君	選挙管理委員会事務局長	奥山	隆男	君
農業委員会事務局長	広瀬	淳次	君				

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺	正彦	君	事務局参事	岩井	誠志	君
事務局係長	田中	郁美	君				

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました令和3年第4回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和2年度及び令和3年度例月出納検査の結果、令和2年度教育委員会点検・評価報告書、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第17までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、山谷議員、岩澤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○9番（阿部君枝君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和3年第4回遠軽町議会定例会の会期につきましては、6月11日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から6月18日までの3日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、6月17日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月18日までの3日間に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの3日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和3年第4回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集いただき厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和3年第3回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する対応についてであります。国は、5月16日から31日までを実施期間として、北海道に緊急事態宣言を発出しました。

道内においては各地域をはじめ、オホーツク管内においてもクラスターが発生し、さらに新規感染者数が全国最多となる日もあるなど予断を許さない状況が続いており、また、全国的にも新規感染者数が高止まりをしている中、国は、既に発出している9都道府県への緊急事態宣言を6月20日まで延長したところであります。

本町においては、道の要請により、5月18日から主な町内施設を臨時休業としておりましたが、緊急事態宣言の期間延長に合わせ6月20日まで休業を延長し、感染拡大防止に努めているところであります。

次に、ワクチン接種についてであります。5月19日から75歳以上の方を対象に、予約受付を開始し、既に8割以上の予約受付があり、6月1日から個別接種を開始したところであります。受付当初は電話がつながりづらいこともありましたが、現在、受付、接種共に大きな混乱もなく順調に進んでいるところであり、ワクチン接種のさらなる加速に向け、医師会との連携及び医師、看護師の皆様の献身的な御協力をいただきながら接種枠

を随時拡大しているところであります。

また、町保有分ワクチンを接種に従事する医療従事者等、クラスターの発生が懸念される高齢者福祉施設入居者等に先行し、5月から接種を開始しているところでもあります。

なお、65歳以上の皆様の接種枠は既に確保しており、かかりつけ医以外の集団接種で予約される皆様については7月末に接種が終了する見込みであります。

接種を希望される方が一日も早く接種できるよう、今後も集団接種の日程を確保するなど、引き続き円滑なワクチン接種体制の整備に全庁挙げて取り組んでまいります。

また、長引く感染拡大の影響により、毎年開催されている各地域のイベントやお祭りなどが本年も中止や延期となり、大変残念な状況になっております。町としましては、引き続き感染症の流行が長期に及び、大きな影響を受けている地域経済の早期回復や感染症対策事業に取り組んでまいります。

次に、要望関係についてであります。毎年実施しております遠軽地区総合開発期成会の要望につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、要望書の郵送による要望活動といたしました。今後におきましても、従来の要望活動がしばらく状況にありますが、地域課題解決のため、根気強く機会を捉えて要望してまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第2号令和2年度遠軽町一般会計繰越明許費については、令和2年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第3号令和2年度遠軽町一般会計事故繰越しについては、令和2年度遠軽町一般会計予算の歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第4号令和2年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越については、令和2年度遠軽町下水道事業会計予算の支出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町手数料条例の一部改正については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を定めるほか、所要の規定を整理するため本条例を定めるものです。

議案第3号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を追加するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第5号、議案第6号及び議案第7号の工事請負契約の締結については、令和3年度末広団地公営住宅長寿命化改修工事(59-B-1棟)(建築主体)、令和3年度北区団地公営住宅建設工事(1号棟)(建築主体)及び令和3年度豊里地区営農飲雑用水整備工事(その1)について、議会の議決を求めるものです。

議案第8号財産の取得については、道の駅遠軽森のオホーツクに設置するユニットハウス1棟の取得について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第9号令和3年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)の主なものについて御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債を補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして、それぞれ目的基金に積立てをするものです。

歳出については、コミュニティ助成事業補助金、地域おこし協力隊企業支援補助金、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る経費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る経費、遠軽地域医療対策連携会議負担金、飲料水確保事業補助金、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金、畑作構造転換事業補助金、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金、道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備工事及び遠軽町郷土館暖房設備改修工事等を計上したところです。

以上が本議会に提案いたしました議案の大要です。

なお、財産の取得及び一般会計補正予算について、追加提案を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第4 報告第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第4 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大泉生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長(大泉勝義君) それでは、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告いたします。

令和2年度事業報告書が別紙1。

令和3年度事業計画書が別紙2です。

それでは、別紙1をお開き願います。

第30期（令和2年度）事業報告書から御説明いたします。

事業期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

1ページをお開き願います。

1、事業全般の状況について、記載のとおりですので、お目通し願います。

1ページ中段から、振興公社の運営でございます。

ノースキング入浴利用者についてですが、年間の利用実績といたしましては4万3,185人となり、前期と比べまして1万6,168人の減少となっております。

続きまして、2ページ目をお開き願います。

上段、宿泊利用者であります。年間の利用実績といたしましては6,600人となり、前期と比べまして3,629人の減少となっております。

レストラン利用であります。新型コロナウイルス感染症の影響で、宴会等のキャンセルが相次ぎ、年間利用実績が2万8,741人となり、前期と比較しまして1万5,044人の減少となりました。

次に、ちゃちゃワールド入館利用者状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、臨時休業をするなどの甚大な影響を受けました。年間の有料による利用実績は9,077人となり、前期と比較いたしまして7,089人の減少となりました。

次に、売店売上等につきましては、年間売上は2,289万円となり、前期と比較して370万円の減少となっております。

次に、3ページ目を御覧願います。

一般管理費につきましては、経費削減に努め、ホテル、レストラン、ちゃちゃワールドを含めまして、合計1億7,847万円となり、前期と比較いたしまして1,876万円減少しております。

総体売上高は1億8,429万円、経常利益はマイナス1,114万円となり、減収減益となっております。

年間の集客数は、レストランを含めたホテルノースキングが延べ7万8,526人、ちゃちゃワールドが9,077人、両施設合わせて8万7,603人の集客となっております。

3ページ中段から、役員会等、2、会社の概要を記載しております。

4ページ目は、株式の状況、取締役、監査役の名簿、従業員の状況、5ページは、株主名簿ですので、それぞれお目通しを願います。

6ページは、宿泊者、入浴者、レストラン利用者の実績及びちゃちゃワールドの入館実績です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、全体の実績が今期は前期より低くなっております。

次に、7ページを御覧ください。

貸借対照表です。

資産の部の流動資産については、現金及び預金から未集金まで合わせまして5,187万2,689円、固定資産は、有形固定資産の建物及び車両運搬具合わせて2万2,174円、無形固定資産は電話加入権で22万6,408円、投資等の出資金は1万円で、資産合計は5,213万1,271円であります。

次に、負債の部ですが、流動負債は買掛金から納税引当金まで合わせまして1,620万7,573円で、固定負債は長期借入金1,849万7,000円であり、負債合計は3,470万4,573円であります。

次に、純資産の部についてであります。株主資本につきましては、資本金3,000万円、利益剰余金の利益準備金が170万円、繰越利益剰余金がマイナス1,427万3,302円、純資産合計は1,742万6,698円であります。

負債・純資産の合計は、資産合計と同額の5,213万1,271円であります。

8ページをお開き願います。

8ページから9ページは、損益計算書であります。

純売上高、売上は1億8,429万1,458円です。売上原価は期首棚卸高に仕入を加え、期末棚卸高を差し引いた額3,311万9,422円で、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は1億5,117万2,036円であります。

次に、販売費及び一般管理費ですが、職員給与手当から9ページの雑費まで合わせて1億7,846万6,113円で、売上総利益からこの金額を差し引いた営業利益はマイナス2,729万4,077円であります。

営業外収益は、受取利息から雑収入まで合わせまして1,615万1,652円です。

営業外費用は、支払利息の1,753円となっております。

営業利益に営業外収益を加算し、営業外費用を差し引いた経営利益は、マイナス1,114万4,178円であります。

税引前当期純利益、マイナス1,114万4,178円に法人税等充当額20万6,000円を加えました当期純利益は、マイナス1,135万178円であります。

次に、10ページをお開き願います。

株主資本等変動計算書について御説明いたします。

資本金の当期首残高は3,000万円、利益準備金170万円については変動ありませんので、当期末残高と同額であります。

その他利益剰余金の繰越利益剰余金は、当期首残高マイナス292万3,124円、当期純損益金がマイナス1,135万178円でありますので、当期末残高はマイナス1,427万3,302円となります。

以上により、株主資本合計は1,742万6,698円となり、純資産合計も同額であります。

次に、11ページは損益計算書売上明細ですので、お目通し願います。

次に、12ページ、監査報告につきましては、記載のとおりですので、お目通し願います。

続きまして、別紙2を御覧願います。

事業期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

1ページから2ページにつきましては、株式会社生田原振興公社の事業方針であります。

ノースキングにつきましては、指定管理者協定書に基づき、利用促進とサービスの向上に努める。

ちゃちゃワールドにつきましては、本年度も管理業務の一部を受託し、販売促進に努める。

また、観光協会等の団体と協力し、地場製品の販売促進に努めるとしております。

以下、事業方針につきましては記載のとおりでありまして、詳しい説明は省略させていただきますので、お目通し願います。

3ページを御覧願います。

令和3年度の収支計画書について御説明いたします。

まず、収入についてであります。売上は、入浴売上から受取委託料まで1億8,639万8,000円が見込まれております。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることから、前年実績の103%から105%までと計画されております。

営業外収入は雑収入で1,106万2,000円を見込み、収入合計1億9,746万円を見込む計画となっております。

4ページをお開き願います。

次に、支出であります。仕入は3,151万円です。販売費及び一般管理費は、職員給与手当から旅費交通費までの人件費計が8,205万円、水道光熱費から減価償却費までの維持物件費が7,989万円となっております。

5ページを御覧願います。

交際費から手数料までの諸費計が1,478万円を見込み、販売費及び一般管理費計は1億7,672万円であります。

営業外費用はゼロ円、利益見込額はマイナス1,077万円です。

支出合計は収入合計と同額の1億9,746万円を見込む計画となっております。

以上で、株式会社生田原振興公社の経営状況についての説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号令和2年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 報告第2号令和2年度遠軽町一般会計繰越明許費について説明いたします。

令和2年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

次のページをお開き願います。

令和2年度遠軽町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、高度無線環境整備推進事業につきましては、4億3,884万1,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は、国道支出金1億7,053万6,000円、地方債2億6,830万円、一般財源は5,000円です。

新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、1億2,494万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は、国道支出金1億2,005万5,000円、その他5万円、一般財源は483万5,000円です。

3款民生費1項社会福祉費、民間社会福祉施設整備事業につきましては、608万1,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は、国道支出金608万1,000円です。

4款衛生費1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、1億3,104万8,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源が、国道支出金1億3,104万8,000円です。

6款農林水産業費1項農業費、畑地帯総合整備事業につきましては、3,041万3,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は地方債2,550万円、一般財源は491万3,000円です。

8款土木費2項道路橋梁費、道路新設改良事業につきましては、1億4,200万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金8,747万2,000円、地方債5,180万円、一般財源は272万8,000円です。

10款教育費2項小学校費、小学校感染症対策等学校教育活動継続支援事業につきましては、680万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は、国道支出金680万円です。

3項中学校費、中学校感染症対策等学校教育活動継続支援事業につきましては、560万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は、国道支出金560万円です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第2号令和2年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 報告第3号令和2年度遠軽町一般会計事故繰越しについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 報告第3号令和2年度遠軽町一般会計事故繰越しについて説明いたします。

令和2年度遠軽町一般会計予算の歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

次のページをお開き願います。

令和2年度遠軽町一般会計事故繰越し繰越計算書について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、芸術文化交流プラザ整備事業9,560万1,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、建築主体の工期が延長されたため、令和元・2年度(仮称)えんがる町民センター建設工事(地中熱利用設備)、令和2年度芸術文化交流プラザ(太陽光発電設備設置工事)及び令和2年度遠軽町芸術文化交流プラザ物品購入(その1)について、年度内に事業完了することができなくなったため翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は、地方債4,800万円、その他4,751万8,000円、一般財源は8万3,000円です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第3号令和2年度遠軽町一般会計事故繰越しについてを終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 報告第4号令和2年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 報告第4号令和2年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について御説明いたします。

令和2年度遠軽町下水道事業会計予算の支出予算の経費を翌年度に繰り越したのもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

令和2年度遠軽町下水道事業会計予算繰越計算書であります。

1款資本的支出1項建設改良費、管渠整備事業の翌年度繰越額7,200万円は、公共下水道工事において、国の補正予算成立に対応した事業であり、年度内の事業完了は困難であるため、工事の予算を翌年度に繰り越したものであります。財源内訳につきましては、企業債が3,750万円、国庫補助金が3,450万円です。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第4号令和2年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越についてを終わります。

◎日程第8 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

1、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功労としまして、交通安全対策資金として50万円の御寄附を頂きました遠軽町学田3丁目5番地11、高橋清美様。ふるさと振興資金として100万円の御寄附を頂きました札幌市清田区美しが丘3条1丁目8番7号、佐藤孝之様。まちづくり振興資金として30万円、教育振興資金として10万円、

合わせて40万円の御寄附を頂きました遠軽町福路3丁目7番地、勝山眞砂子様であります。

2、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労としまして、まち・ひと・しごと創生推進事業資金として500万円の御寄附を頂きました東京都中央区八重洲1丁目3番7号、信金中央金庫様。林業担い手育成資金として300万円の御寄附を頂きました遠軽町福路2丁目5番地25、佐々木産業有限会社様。林業担い手育成資金として100万円の御寄附を頂きました遠軽町福路2丁目5番地25、株式会社SF・菅野様。遠軽町芸術文化交流プラザピアノ購入資金として400万円、奨学資金貸付資金として300万円、バストス市交流資金として100万円、合わせて800万円の御寄附を頂きました遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組様であります。

以上、7件の社会功労につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく提案するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第2号遠軽町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 議案第2号遠軽町手数料条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

改正の内容としましては、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務範囲が拡大されたため、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を新たに定めるほか、所要の規定を整理するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町手数料条例の一部を改正する条例。

遠軽町手数料条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、別紙を省略しまして、参考資料により御説明いたしますので、2枚めぐりまして、新旧対照表をお開き願います。

新旧対照表の1ページ。第2条中「別表第12」を「別表第13」に改めるものです。

次に、別表第9として、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を適合性判定に係る床面積に応じて定めるものです。

1枚めぐりまして、次に、3ページ。「別表第9」を「別表第10」とし、同表1の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第29条第1項」を「建築物省エネ法第34条第1項」に改め、同項の第3号中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)」を「省令」に改めるものです。

次に、4ページ。同表の第2の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、「第39条」を「第44条」に改めるものです。

次に、同表の3の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改めるものです。

次に、同表の4の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、5ページ、「第39条」を「第44条」に改めるものです。

次に、「別表第10」を「別表第11」とし、同表の1の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改めるものです。

次に、同表の2の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、「第39条」を「第44条」に改めるものです。

最後に、6ページ。「別表第11」を「別表第12」とし、「別表第12」を「別表第13」とするものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第3号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田子育て支援課長。

○子育て支援課長（太田貴幸君） 議案第3号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39条)の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため定めるものであります。

別紙をお開きください。

遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

次のページをお開きください。

第42条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第4号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田子育て支援課長。

○子育て支援課長（太田貴幸君） 議案第4号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を追加するほか、所要の規定を整理するため定めるものであります。

別紙をお開きください。

遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

次のページをお開きください。

目次中「第5章 事業所内保育事業(第43条～第49条)」を「第5章 事業所内保育事業(第43条～第49条)、第6章 雑則(第50条)」に改める。

第7条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、同項第3号中「以下、この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。第6章 雑則。(電磁的記録)。

第50条、家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第5章の次に第1章を加える改正規定は、令和3年7月1日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 5 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 1 2 議案第 5 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第 5 号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和 3 年度末広団地公営住宅長寿命化改修工事（59-B-1 棟）（建築主体）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は 1 億 4,080 万円でありませ

ず。
契約の相手方は、丸尾・日新特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町南町 3 丁目 4 番地 39、株式会社丸尾建設、代表取締役、丸尾国弘。構成員、遠軽町 2 条通北 4 丁目 1 番地 9、日新工業株式会社、代表取締役、遠藤利秀。

この工事につきましては、6 月 7 日、株式会社渡辺組外 6 者により指名競争入札を行いま

して、丸尾・日新特定建設工事共同企業体が 1 億 4,080 万円で落札しております。
入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等の発注状況の一覧表 29

番に記載しておりますので御参照願います。

なお、丸尾・日新特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、令和 4 年 2 月 28 日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 5 号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第6号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第6号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和3年度北区団地公営住宅建設工事(1号棟)(建築主体)であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は5,588万円であります。

契約の相手方は、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設、代表取締役、後藤武史であります。

この工事につきましては、6月7日、株式会社渡辺組外7者により指名競争入札を行い、株式会社三共後藤建設が5,588万円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等の発注状況の一覧表32番に記載しておりますので御参照願います。

なお、株式会社三共後藤建設とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結しまして、着工の上、11月19日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第7号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第7号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和3年度豊里地区営農飲雑用水整備工事(その1)であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は6,600万円であります。

契約の相手方は、紫光・ウエノ特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町岩見通南4丁目2番地1、有限会社紫光水道工務店、代表取締役、石川信一。構成員、遠軽町大通南2丁目3番地8、有限会社ウエノ、代表取締役、大西孝広。

この工事につきましては、6月7日、栄管工業有限会社外6者により指名競争入札を行いまして、紫光・ウエノ特定建設工事共同企業体が6,600万円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等の発注状況の一覧表36番に記載しておりますので参照願います。

なお、紫光・ウエノ特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結しまして、着工の上、11月30日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第8号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第8号財産の取得について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、ユニットハウス1棟であります。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得の価格は660万円であります。

取得の相手方は、札幌市中央区大通東3丁目1番地19、株式会社カナモト、代表取締役、金本哲男であります。

この財産の取得につきましては、5月20日、株式会社カナモト外6者により指名競争入札を行いまして、株式会社カナモトが660万円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表1番に記載しておりますので御参照願います。

なお、株式会社カナモトとは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、11月30日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

11時まで、暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、再開します。

◎日程第16 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第16 議案第9号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第9号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,405万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を199億5,783万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

継続費の補正は、「第2表継続費補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に9,308万8,000円を追加し、総額を16億4,495万6,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、2項道補助金に2億7,049万円を追加し、総額を8億9,450万4,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に213万1,000円を追加し、総額を213万4,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金に975万2,000円を追加し、総額を12億3,894万6,000円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に1,609万8,000円を追加し、総額を2億1,609万8,000円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入に250万円を追加し、総額を1億7,558万円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に2,000万円を追加し、総額を60億5,720万円とするものです。

これにより、歳入合計195億4,378万円に4億1,405万9,000円を追加し、総額を199億5,783万9,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に1億63万9,000円を追加し、総額を65億4,258万8,000円とするものです。

3款民生費につきましては、2項児童福祉費に1,172万7,000円を追加し、総額を29億8,276万円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に810万円を追加し、総額を13億90万2,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に2億6,389万円を追加し、総額を10億2,241万円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に2,170万9,000円を追加し、総額を9億4,088万5,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に300万円を追加、5項社会教育費に499万4,000円を追加し、総額を11億6,252万1,000円とするものです。

これにより、歳出合計195億4,378万円に、4億1,405万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の199億5,783万9,000円とするものです。

次に、第2表、継続費補正について説明いたします。

継続費の変更につきましては、7款商工費1項商工費、駅の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備事業の総額を3億6,760万1,000円に、令和3年度年割額を2億3,874万2,000円に変更するものです。

次に、第3表、地方債補正について説明いたします。

次のページをお開き願います。

地方債の変更につきましては、道の駅整備事業の限度額を4億4,400万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、企画一般経費250万円につきましては、コミュニティ助成事業の助成決定を受け、遠軽地区自治会連合会のテント、テーブル等コミュニティ活動備品整備に対する補助金を計上するものです。地域おこし協力隊事業100万円につきましては、地域おこし協力隊起業支援事業補助金交付要綱に基づき、協力隊員の定住促進を図るため、町内での起業に要する経費に対する補助金1件分を追加するものです。

15目基金運営費、基金運営事業1,452万8,000円につきましては、指定寄附金12件、646万円、ふるさと納税寄附金1,305件、806万8,000円により、まちづくり振興基金積立金を追加するものです。

16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業8,261万1,000円につきましては、感染症対策に係る経費を計上するものです。感染症拡大により、経済的に大きな影響を受けている宿泊事業、交通事業、飲食店事業、酒類卸売事業の事業継続を緊急に支援するため、売上額の減少率に応じた特定事業支援金を支給することとし、支給事務に係る職員の時間外及び休日勤務手当24万6,000円、案内、申請書等の郵送に係る通信運搬費3万7,000円及び特定事業支援金6,270万円を計上、消耗品費52万8,000円は、町議会の議場等における感染症対策として、飛沫ガードパネルの購入に必要な経費を計上、キャンプ場予約管理システム等作成業務委託料は、いこいの森キャンプ場及び白滝高原キャンプ場の予約管理システムを構築するための経費として505万円を計上。これにより繁忙期における受付の混雑解消により密集を回避し、感染症対策を図るものです。備品購入費905万円は、緊急事態宣言の発出時など、感染症の蔓延防止のための出勤回避等の対応として、職員のテレワーク、在宅勤務用のノートパソコン30台を購入する経費として549万5,000円、社会教育事業用の感染拡大防止のため、AI体温検知カメラ4台を購入する経費として245万5,000円、キャンプ場予約管理システム用機器のパソコン5台等を購入する経費として110万円を、それぞれ計上するものです。

新たな事業展開支援事業補助金500万円につきましては、町内の中小企業が新型コロ

ナ感染症による環境変化の中で、withコロナ時代に対応した事業を展開するための経費に対し補助するもので、新分野への進出や事業実施方法の転換、感染症に対応する新商品、新サービスの開発などを対象事業とし、対象経費の2分の1以内、100万円を上限として5件分の補助金を計上するものです。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業1,172万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯の生活支援として、国が児童1人当たり一律5万円の特別給付金を支給するものです。独り親世帯以外の子育て世帯への給付事務を町が行うため、消耗品費1万1,000円、通信運搬費2万4,000円、総合行政情報システム改修業務委託料134万2,000円、給付金は、対象児童数を207人と見込み、1,035万円を計上するものです。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、地域医療対策事業660万円につきましては、道補助金、地域づくり総合交付金を受け、遠軽厚生病院の医師確保のための遠軽地域医療対策連携会議負担金を湧別町、佐呂間町、遠軽町の3町で負担するもので、全体での負担金1,000万円のうち、遠軽町負担分の660万円を計上するものです。

4目環境衛生費、環境衛生一般経費75万円につきましては、遠軽町飲料水確保事業補助要綱に基づき、飲料水に不足を生じている住民の飲料水確保のための井戸ボーリング事業に対する補助金を計上するものです。

5目診療所費、歯科診療所運営事業75万円につきましては、医療機関の感染拡大防止や診療体制確保に対する国の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金を交付するため、生田原、丸瀬布、白滝歯科診療所に対し、各25万円の補助金を計上するものです。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業振興一般経費588万3,000円につきましては、畑作の生産性向上に向けた新技術の導入として、てん菜の風害を軽減する技術導入の取組に対し、国の畑作構造転換事業補助金を交付するため補助金を計上するものです。

4目畜産業費、畜産関係団体助成事業2億5,800万7,000円につきましては、遠軽町畜産クラスター協議会が実施する乳牛の哺育育成センター整備事業に対し、国の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金を交付するため補助金を計上するものです。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、商店街助成事業170万9,000円につきましては、店舗近代化に係る商工業振興補助金の新規申請件数が見込みより増えたことにより、予算の不足が生じるため補助金を追加するものです。

4目観光施設費、道の駅遠軽森のオホーツク管理事業2,000万円につきましては、道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備工事でのジップライン施設の整備に当たり、工事箇所の岩掘削など設計変更が必要となったことから必要な経費を追加するものです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業300万円につきましては、指定寄附により奨学資金貸付基金繰出金を計上するものです。

5項社会教育費4目社会教育施設費、郷土館等管理運営事業499万4,000円につきましては、遠軽町郷土館の展示室の暖房設備が故障し、設置から40年以上が経過していることから、各展示室の温風暖房機を更新するものです。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金8,061万1,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加です。

2目民生費国庫補助金1,172万7,000円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金1,035万円及び事務費補助金137万7,000円の追加です。

3目衛生費国庫補助金75万円につきましては、医療機関が感染拡大防止を図り、医療提供体制を確保するための新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金の追加です。

16款道支出金2項道補助金3目衛生費道補助金660万円につきましては、医師確保のための遠軽地域医療対策連携会議負担金にかかる地域づくり総合交付金の追加です。

4目農林水産業費道補助金2億6,389万円につきましては、乳牛の哺育育成センター整備に係る畜産・酪農収益力強化整備特別対策事業補助金2億5,800万7,000円及び畑作の生産性向上に向けた新技術の導入支援に係る畑作構造転換事業補助金588万3,000円の追加です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金につきましては、まちづくり振興資金として2件、社会福祉振興資金として2件、教育振興資金として2件、雨宮21号等車両維持資金として1件、計7件、73万円の指定寄附を頂いたものです。

3目ふるさと納税寄附金140万1,000円につきましては、55件のふるさと納税寄附金を頂いたものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、775万2,000円の追加です。

3目まちづくり振興基金繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策資金分200万円の追加です。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金1,609万8,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

21款諸収入5項雑入6目雑入250万円につきましては、遠軽地区自治会連合会のコミュニティ活動備品整備に対するコミュニティ助成事業助成金の追加です。

22款町債1項町債4目商工債2,000万円につきましては、道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備事業に係る道の駅整備事業債の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、10ページから11ページ。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 簡単な質問になりますけれども、11ページの地域おこし協力隊事業、一般財源で100万円出すということなのですからけれども、具体的に、協力隊員が3年の枠を卒業して、遠軽町に在住するという条件の下で起業されるのでしょうか、起業の中身を教えてくださいませんか。何を具体的に起業するのか。

○議長（前田篤秀君） 今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） ただいまの御質問であります、起業に関しましては、今年の4月に設立した会社でありまして、テナントスペースの運営、具体的には、カフェなどの運営を行うというものと、さらには商品開発ですとか、いろいろなセミナーの企画・運営を行うような会社を設立したということでございます。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 余計なことかもしれませんが、この方は遠軽町に永住するというか、そういう見込みはちゃんと取った上で出すことに。永住、将来のことだから分からないですけれども、将来住み続けるという約束の下で、こういう資金を出してあげるということなのですか。

○議長（前田篤秀君） 今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） ただいまの御質問でございますが、定住するという意思の下に申請を受けまして、起業支援金を支給するというものでございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

山本議員。

○12番（山本 悟君） 11ページ、16目の新型コロナウイルス感染症対策費の中で、11ページの説明の一番下の欄、特定事業支援金、先ほど説明がありまして、支援先として宿泊事業、交通事業、飲食店事業、酒類卸売事業という話がありました。これは、経済常任委員会でも話を聞きまして、全く問題なしと思っていたのですが、実は、これに関して、昨年、補正予算の中で、理容・美容院業種にも支援をしているのですが、今回はこの業種に支援されていないので、その理由は何かお聞きしたいのです。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、宿泊事業、バス・タクシー業者などの交通事業、飲食店、酒類の卸売事業者ということで選定しておりますけれども、議員おっしゃられるように、前回、理美容の事業者が入っていたということでございますけれども、前回の支援金の後、各事業所にアンケートを取りながら、各事業者の売上げの減少額等々を調査をさせていただいています。その結果を基に、今本当に経済的に大きな影響を受けているのが、この事業者の皆さんだということで選定しておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） 分かりました。実は、私も何件がお聞きしたのですが、確かに以前よりは減少率は低くなっていると聞いたのですが、まだ何件かあったものから今聞きました。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、3款民生費、12ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、4款衛生費、14ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、6款農林水産業費、16ページから17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、7款商工費、18ページから19ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、10款教育費、20ページから23ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、16款道支出金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、18款寄附金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、19款繰入金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、20款繰越金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、21款諸収入、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、22款町債、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第2表、継続費補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第3表、地方債補正、4ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号の質疑を終わります。

これより、議案第9号令和3年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(前田篤秀君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午前11時28分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田 秀
署名議員 山谷 敬二
署名議員 岩澤 武征